

付 議 第 2 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の土佐清水市の項を次のように改める。

土佐清水市	布小学校	昭和34年4月1日
	下ノ加江小学校	令和4年4月1日
	窪津小学校	平成28年4月1日
	足摺岬小学校	平成2年1月1日
	布中学校	昭和34年4月1日
	下川口中学校	昭和47年5月1日
	貝ノ川中学校	昭和34年4月1日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

※へき地等学校等とは

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び共同調理場。

へき地等学校等に勤務する職員等には、へき地手当等が支給される。

2 施行期日

この規則は公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

（へき地学校等）

第2条 条例第15条第1項に規定するへき地学校等は、別表第1の第1欄に定める級地及び同表の第2欄に定める所在市町村ごとに同表の第4欄に定める指定日に指定した同表の第3欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

（へき地学校に準ずる学校等）

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場	4 指定日
1 級	略		
	土佐清水市	布小学校	昭和34年4月1日
		下ノ加江小学校	令和4年4月1日
		窪津小学校	平成28年4月1日
		足摺岬小学校	平成2年1月1日
布中学校	布中学校	昭和34年4月1日	
	下川口中学校	昭和47年5月1日	
	貝ノ川中学校	昭和34年4月1日	
略			
2 級～5 級 略			

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

（へき地学校等）

第2条 条例第15条第1項に規定するへき地学校等は、別表第1の第1欄に定める級地及び同表の第2欄に定める所在市町村ごとに同表の第4欄に定める指定日に指定した同表の第3欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

（へき地学校に準ずる学校等）

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場	4 指定日
1 級	略		
	土佐清水市	布小学校	昭和34年4月1日
		下ノ加江小学校	令和4年4月1日
		窪津小学校	平成28年4月1日
		足摺岬小学校	平成2年1月1日
貝ノ川小学校	貝ノ川小学校	昭和34年4月1日	
	布中学校	〃	
	下川口中学校	昭和47年5月1日	
貝ノ川中学校	貝ノ川中学校	昭和34年4月1日	
	略		
2 級～5 級 略			

参考資料2

土清教こ第248号

令和4年6月29日

高知県教育委員会 様

土佐清水市教育委員会



公立小学校廃止届

下記のとおり、公立小学校を廃止いたしますので、学校教育法施行令第25条第1項第1号の規定により、関係書類を提出いたします。

記

1. 廃止する学校名

土佐清水市立貝ノ川小学校

2. 廃止の理由

土佐清水市立貝ノ川小学校は、児童の減少に伴い平成21年3月31日をもって休校となり、校区内の児童については、現在、スクールバスを利用して下川口小学校へ通学をしています。

貝ノ川小学校区の児童は、出生者数の状況から今後も増加見込みはなく、学校の再校が望めないため、令和4年6月30日をもって廃止とする。

3. 児童の処置方法

児童の通学については、これまで通り土佐清水市立下川口小学校へ通学することとし、その経費は市が負担する。

議案第39号

土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

土佐清水市立小学校設置条例(昭和30年条例第26号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

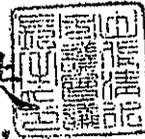
令和4年6月13日 提出

土佐清水市長 泥谷光信

原案通り可決

令和4年 6月29日

土佐清水市議会議長 永野裕夫



本書は原本の写しであることに相違ありません

令和4年 6月29日

土佐清水市議会議長 永野裕夫

